

京都市告示第 126 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 5 月 28 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
洛北第一緯 4 号線	左京区岩倉南平岡町 66 番地の 1 地先内	旧	メートル 1.20	メートル 4.95
		新	1.20	6.00
深草経 59 の 1 号線	伏見区深草大亀谷大山町 18 番地地先から 同町 16 番地の 1 地先まで	旧	7.60	4.02 ~ 6.02
		新	8.00	6.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)